独立行政法人国立印刷局の中期計画

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第30条の規定により、独立行政法人国立印刷局(以下「印刷局」という。)が平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間における中期目標(以下「本中期目標」という。)を達成するための中期計画を次のとおり定めます。

. 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置

印刷局は、特定独立行政法人として業務を行っていることを踏まえ、業務の質の確保を図りつつ、できる限り民間企業的な経営手法を導入し、運営の効率性・自律性を高めることに注力するとともに、経費縮減や国民負担の軽減を図る観点から、事務及び事業、組織、保有資産等の見直しを行います。

また、偽造防止上の問題点や受注条件に影響を及ぼさないよう配意しつつ、 印刷局の評価に当たり必要なデータについては、評価を行う機関に対し的確 に提供するとともに、固定的な経費の算定過程や削減の達成状況については、 業務実績報告書や評価を行う機関に提出する参考資料において、当該経費の 算定上除外している費用や固定的な経費の推移等を明示することにより、情 報開示を充実させます。

1.事務及び事業の見直し

(1)経費削減に向けた取組

一般管理費及び事業費については、これまでの削減実績を踏まえつつ、より一層の効率化を図る観点から以下のとおり具体的な目標を設定し、取り組みます。

経費の削減

経費削減の程度及び経営上の判断に必要な指標については、印刷局の効率化に関する努力が客観的に反映され、かつ、印刷局の管理困難な売上高に影響されにくいものであることから、引き続き、法人全体

及び工場別の「固定的な経費」を設定し、業務の効率化及び生産性の 向上を図ります。

法人全体の固定的な経費については、業務の効率化等により、本中期目標期間中の実績平均額が、前中期目標期間までの実績平均額と比較し、8%以上の削減となるよう取り組みます。

工場別及び本局の固定的な経費については、本中期目標期間中の工場別及び本局の固定的な経費の実績平均額が、前中期目標期間までの実績平均額を下回るよう取り組むとともに、研究所の固定的な経費については、次期改刷に向けた偽造防止技術等の研究開発に直接影響を及ぼすことを踏まえつつ、可能な限り削減に向けて努めます。

(参考)前中期目標期間までの固定的な経費の平均額(見込み)

583億円

- 注1)法人全体の固定的な経費 = 工場の固定的な経費 + 販売費及び
 - 一般管理費(当期総製造費用からの振替額を除く。)

工場の固定的な経費=当期総製造費用(版面等費用を除く。)

- 変動費

変動費 = 原材料費 + 外注加工費 + 時間外手当(当期総製造費用に係るものに限る。)

- 注2)中期計画策定時に想定されなかった事象が生じた場合には、 固定的な経費の構成要素ごとに必要な修正をします。
- 注3)資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見 直しにより発生する費用、環境対策投資により発生する費用及 び本中期目標期間中の新たな施策により発生する費用について は、固定的な経費から除くものとします。

効率化の推進に向けた指標の設定

業務運営の効率化による採算性の確保の状況や財務状況の健全性を示す指標として、引き続き「経常収支率」を採用し、毎年度100%以上になるよう取り組みます。

さらに、法人全体の管理運営の効率化に関する新たな指標として、 売上高に対する販売費及び一般管理費(研究開発費を除く。)の比率を 示す「売上高販管費率」を設定し、本中期目標期間中の実績平均値が、 前中期目標期間までの実績平均値を下回るよう取り組みます。

注1)経常収支率

経常収益 ÷ 経常費用 × 100

注2) 売上高販管費率

販売費及び一般管理費(研究開発費を除く。)÷売上高×100 注3)売上高販管費率については、中期計画策定時に想定されなかった事象が生じた場合、算定要素ごとに必要な修正をします。 また、資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する費用、環境対策投資により発生する費用及び本中期目標期間中の新たな施策により発生する費用については、算定から除くものとします。

なお、変動費については、毎年度国が定める日本銀行券(以下「銀行券」という。)の製造計画や各官庁等が発注するその他の製品の製造量により左右されますが、個々の費目特性に応じて、可能な限りコストの縮減を図ります。

そのため、変動費の大宗を占める原材料費については、市況の変動等外的要因に左右される面を有していますが、引き続き、材料品質の低下やばらつき等品質上の問題が発生しないよう十分に留意しつつ、調達価格の抑制に向けて努めます。

平成 24 年度に導入した原価管理システムについては、円滑な運用を 行うことにより、原価計算を効率的に実施するとともに、原価情報や 損益情報を迅速かつ正確に把握し、経営管理情報として活用します。 また、標準原価計算を採用していることから、原価差異の発生状況や 発生原因に係る情報を関係部門間で共有する等の取組を行い、コスト 意識の更なる向上に取り組みます。

(2)セキュリティ製品事業における取組

セキュリティ製品事業については、引き続き、国民生活の安定等に不可欠な事業として確実に実施していきます。また、偽造防止技術を高度化するため、各種製品や外国紙幣の受注の機会等を捉えて、新技術の耐久性、量産性等を含めた検証・確認の充実に努めつつ、確実かつ機動的な製造管理体制の維持・向上を図ります。

(3)情報製品事業における取組

情報製品事業については、官報等の公開前情報に係る情報管理を徹底 するとともに、迅速かつ確実な製造体制の維持・向上を図ることにより、 国の要請にも的確かつ柔軟に対応していきます。

また、行政情報の電子化の流れや更なる利用者サービスの強化等の観点から、政府の方針に基づき、インターネット版官報における法律、政令等の公開期間の拡大を実施します。

なお、原則として官公庁等の一般競争入札による受注・製造は、引き 続き、行わないものとします。

(4)その他業務の見直し

診療所の管理運営の効率化

各工場に設置している診療所の管理運営については、不測の事態が 生じた場合においても適切な応急措置等が可能となる体制を維持しつ つ、経費の削減に取り組み、更なる効率化を図ります。

輸送業務・警備業務

製品等の輸送業務及び工場等の警備業務については、極めてセキュリティ性の高い製品等を扱っていることを踏まえ、様々なリスクを想定し、不断の見直しを行うことにより、セキュリティの向上を図りつつ、外部委託の拡大を検討します。

2.組織の見直し

(1) 虎の門工場印刷機能の移転等

虎の門工場印刷機能の滝野川工場敷地内(東京都北区)への移転については、平成25年10月の竣工に向けて新たな施設の建築工事を進めるとともに、官報等の製造・納入等の業務に支障が生じないよう移転後の体制の検討・整備を確実に実施し、平成26年度を目途に両工場を統合します。

(2)人件費の削減

人件費の削減については、業務の質の低下を招かないよう配意しつつ、 業務の効率性や業務量等に応じた適正な人員配置を行いながら取り組む とともに、今後の政府における総人件費削減の取組を踏まえて対応しま す。

(3)職員宿舎の廃止・集約化

職員宿舎については、山の手線内にある全ての宿舎(神宮前宿舎、神宮前第2宿舎、神宮前第3宿舎、払方宿舎、薬王寺宿舎)について廃止・ 集約化するとともに、その他の宿舎についても、必要性を厳しく見直し、 引き続き削減に向けた取組を行います。

3.保有資産の見直し

印刷局が保有する資産については、以下の措置を講ずるほか、本中期目標期間においても、効率的な業務運営が担保されるよう、不断の見直しを行い、見直しの結果遊休資産が生ずる場合には、将来の事業再編や経営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行います。

(1) 虎の門工場敷地の適切な処分

虎の門工場の印刷機能については、平成26年度に滝野川工場敷地内へ移転を行う予定であり、移転後の跡地については、虎ノ門二丁目地区における再開発事業の進捗を踏まえつつ、国庫納付の方法及び時期について検討を行います。

(2)政府刊行物サービス・センター等の適切な処分

政府刊行物の普及を行うため全国 10 か所に設置していた政府刊行物サービス・センターについては、平成 24 年度末までに全て閉店し廃止することとしたため、国庫納付の方法等について関係部局と協議を行い、結論を得た上で手続を進め、適切な処分を行います(賃借していた金沢政府刊行物サービス・センターを除く。)。また、西ヶ原第 2 敷地についても、同様に国庫納付の方法等について関係部局等と協議を行い、結論を得た上で手続を進め、適切な処分を行います。

(3)東京病院敷地の適切な処分

前中期目標期間に移譲することとした東京病院の敷地については、平成 25 年度中に速やかに国庫納付を行います。

(4)廃止宿舎の適切な処分

職員宿舎の見直しに伴い廃止することとした宿舎について、宿舎廃止の進捗状況を見極めつつ、速やかに国庫納付の対象、方法、時期の検討を行います。

(5) 小田原工場に隣接する施設に係る検討

小田原工場に隣接する体育館及び厚生館については、災害時には地域住民の避難施設等として使用する(体育館については小田原市の防災拠点施設として指定されている。)こととしているため、災害時の活用の在り方等について検討を行い、保有の必要性や有効活用の方法について結論を得ます。

4. 内部管理体制の強化

印刷局は、国民生活の基盤となる銀行券の製造や徹底した情報管理が求められる官報業務等を実施している法人であることから、内部統制の強化に向け、リスク管理やコンプライアンスの確保に一層積極的に取り組むとともに、情報の管理、製品の管理、防災管理を徹底するなど、内部管理体制を強化します。

具体的には、以下の事項に取り組みます。

(1)リスク管理及びコンプライアンスの確保

リスク管理の徹底に引き続き取り組むとともに、職員に対するコンプ ライアンスに関する研修の実施、監事監査への適切な対応などを通じて、 更なるコンプライアンスの確保に取り組みます。

具体的には、リスク情報について迅速な把握及びフォローアップを行うなど、適切な管理に取り組むとともに、コンプライアンスに対する継続的な意識付けを行うため、各機関での巡回説明会、コンプライアンス週間における講演会、階層別研修での知識付与等の啓発活動や研修に取り組みます。

(2)情報の管理

国民生活及び社会経済に影響を及ぼす製品の偽造防止技術に関する秘密情報の厳正な管理に取り組みます。

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準を踏まえた情報システムの管理及び情報セキュリティ確保に関する規則等の確実な運用を通じて、情報の漏えい防止等、情報システムに係る情報セキュリティの確保に取り組みます。

(3)製品の管理

製造工場において、製品の取扱規程を遵守し、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理を厳格に行うなど管理体制の徹底に取り組むとともに、警備体制の維持・強化を図り、製品の盗難を防止します。

(4)防災管理

地震などの災害発生時における速やかな業務回復を図るため、災害発生時のマニュアルに基づいた訓練を行うなど防災管理体制の維持・充実に取り組みます。

また、緊急時においても事業の継続が求められる主要業務について国立印刷局事業継続計画(BCP)を策定するとともに、継続的に改善を行うことにより、緊急時にも迅速かつ確実な対応を図ることができるよう、事業継続マネジメント(BCM)を導入し運用を開始します。

5 . その他の業務全般に関する見直し

上記1.から4.に加え、業務全般について、以下の取組を行います。

(1)給与水準に関する取組

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、引き続き、 ラスパイレス指数による比較等を行い、適正な水準の維持に向けて取り 組むとともに、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を 印刷局ホームページにおいて公表します。

(2)随意契約等の適正化の推進

契約については、偽造防止上の観点に配意しつつ、引き続き、原則と して一般競争入札等によるものとし、随意契約の適正化を推進します。

具体的には、印刷局の「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を印刷局ホームページにおいて公表します。

競争性のある契約を行う場合には、企画競争を含めて競争性、透明性が十分確保される方法により実施します。

また、随意契約等の適正化、競争性及び透明性の確保に向けた取組内容については、契約監視委員会の点検を受けます。

さらに、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正 な実施についてのチェックを受けます。

(3)業務・システムの最適化計画の実施

業務運営の効率化を図るため、「国立印刷局ネットワークシステムの業務・システム最適化計画」に基づき、システムの機能性・利便性を向上させるとともに、システムの安定稼働及び情報セキュリティの確保に取り組みます。

(4)公益法人等への会費支出の見直し

公益法人等に対する支出の適正化・透明性を強化する観点から、印刷局の業務の遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への会費の支出は行わないものとし、真に必要があって会費の支出を行う場合は必要最低限のものとするなど着実に見直しを行うとともに、印刷局ホームページにおいて支出内容を公表します。

. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための措置

1.通貨行政への参画

(1)銀行券の動向に関する調査と銀行券に関する企画

通貨制度の安定に寄与するため、国内外における銀行券の動向について調査を行います。具体的には、国際会議への参画や国内外における通貨関係当局等との情報交換を通じ、銀行券に関する偽造動向、最新の偽造防止技術、改刷の準備状況等について調査を行います。

また、印刷技術の向上や物価状況等の社会経済情勢の変化を見据え、 銀行券の種類、様式等に関する改善や目の不自由な人も安心して使用で きる工夫について、偽造防止技術の高度化、識別容易性及び利便性の追 求、製造時の環境への影響、国内外において通用する卓越したデザイン 等、国の政策的な観点から必要とされる特性も考慮の上、財務省との連 携を強化しつつ、不断に検討を行います。

(2) 偽造防止技術等の効率的かつ効果的な研究開発等

銀行券の次期改刷も見据え、独自の偽造防止技術の維持・向上や製造工程の効率化、製紙・印刷技術の高度化を図るため、研究開発の基本計画を策定し、効率的かつ効果的な研究開発を進めます。

具体的には、容易に真偽判別可能な偽造防止技術や新たな機械読取技術など、対人及び対機械行使を対象とした偽造抵抗力の強化に向けた研究開発を進めます。また、製造工程において、将来の品質管理・保証装置の開発など、合理化・効率化に向けた設備開発に取り組むとともに、銀行券製造技術の高度化を図ります。

さらに、デザインと偽造防止技術を融合させた次期銀行券仕様について検討するとともに、ユニバーサルデザインなど銀行券の識別容易性の向上に取り組みます。

研究開発については、研究開発評価システムの運用を通じて、事前、

中間、事後の評価を更に徹底し、研究開発活動を活性化するとともに、 評価結果を踏まえ計画の必要な見直しを行う等、効率的な研究開発の推 進や質の向上に向けて取り組みます。

また、国内外の会議、学会等への参加などを行うほか、知的財産力の強化に向けて、創出された研究成果を迅速かつ的確に特許出願するとともに、適切な維持管理に取り組みます。

なお、本中期目標期間中の目標を以下のとおりとします。

国内外の会議、学会等での発表・参画 年平均60件以上 特許の出願件数 年平均60件以上

(3)国内外当局との情報交換、通貨の真偽鑑定等

国内外における銀行券の偽造や偽造防止技術等の動向について、適宜、財務省と情報交換を行います。また、研究開発成果等について、財務省に報告し、意見交換を行います。さらに、国際的な広がりを見せる通貨偽造に対抗していくため、財務省と一体として、国内外の通貨関係当局及び捜査当局等と積極的な情報交換を行います。

通貨偽造事件に際しては、国内外当局等と協力して迅速・確実に真偽 鑑定を実施するとともに、国内外当局等との連携を強化し、緊急改刷の 必要が生じた場合においても適切に対応します。

(4)銀行券の信頼の維持等に必要な情報の提供

銀行券への信頼維持のため、銀行券に関する情報について、財務省及び日本銀行と連携しつつ、印刷局のホームページや博物館の展示等を通じて、国民に広く分かりやすく提供します。

具体的には、ホームページによる銀行券の仕様や偽造防止技術等に関する情報発信、国立印刷局博物館の展示内容の充実や特別展示の開催、外部のイベントへの出展や協力等において、国民に分かりやすい内容となるような企画を行うなどの取組に努めます。

さらに、目の不自由な人も銀行券を容易に識別できるような方法により、必要な情報の提供を行います。

また、必要に応じて、通貨関係当局と連携し、現金自動預払機などの 現金取扱機器の製造業者等に対し、機密保持に配慮した上で、情報の提供を行います。

(5)国際対応の強化

通貨に関する国際的な課題に対応し、海外の関係当局との連携や情報 交換等を円滑に行うなど、国際対応の強化に取り組みます。

この一環として、環太平洋銀行券製造機関会議、欧州銀行券会議等の 国際会議において、積極的な情報交換を行います。

これらの国際会議への参加を含め、財務省と一体として通貨行政を担いつつ、銀行券の製造等について国際的な水準の維持に取り組みます。

注)「環太平洋銀行券製造機関会議」は環太平洋付近の国々、「欧州銀行券会議」はヨーロッパ地域にある国々における、政府、政府関連の銀行券製造機関及び中央銀行がメンバーとなっており、銀行券に係る技術的・専門的なテーマに関する情報交換や討議を目的として開催されている会議です。

(6)製品設計力の強化

銀行券のデザインを含めた製品設計については、通貨に対する信頼や 我が国のイメージの向上につながるよう、デザインと偽造防止技術の融 合を図るなど、次期改刷を見据えた製品設計力の強化に取り組みます。

なお、引き続き原版彫刻などの伝統的な工芸技術の維持・向上に取り 組みます。

2.銀行券の製造等

(1)銀行券の製造

財務大臣の定める製造計画の確実な達成

投資効果を勘案しつつ高機能設備の導入及び更新を行うことにより、 製造体制の合理化・効率化を図り、財務大臣の定める銀行券製造計画 を確実に達成します。

柔軟で機動的な製造体制の構築

銀行券の製造に当たっては、緊急の場合を含め当初予見し難い製造 数量の増減などによる製造計画の変更に対しても、柔軟で機動的な製 造体制を構築することにより対応していきます。

高品質で均質な銀行券の製造

銀行券の品質については、国民の信頼を損なうことのないよう徹底 した品質管理を行います。

具体的には、新たな品質管理・検査装置の導入等により品質管理を 徹底し、引き続き高品質で均質な銀行券の製造に取り組みます。

また、品質管理手法等の活用などを通じて、前中期目標期間(平成 15年度を除く。)までの実績平均値を100とした総合損率の相対比率 について、本中期目標期間中の実績平均値が製紙・印刷部門とも100以下となるよう損率の低減又は維持に取り組みます。

なお、本中期目標期間中において、製紙・印刷部門とも、検査装置の機能向上・拡大設置による検査方法の見直しを予定しています。

(2)外国政府等の紙幣等製造の受注に向けた取組

偽造防止技術を中心とした製造技術やデザイン力等の維持・向上及び 国際協力を図る観点から、新興国等の国づくり支援として、相手国の意 向を踏まえ、国内銀行券の製造等の業務に支障のない範囲内で、通貨関 係当局等との緊密な連携の下、外国政府等の紙幣等製造及び製造技術協力の実施に向けて取り組みます。具体的には、平成25年度中に必要な体制を構築し、調査及び情報収集などを行うとともに、外国技術者の研修受入れや専門技術者の育成・派遣などに取り組みます。

3. 旅券、印紙等の製造等

偽造抵抗力を必要とする銀行券以外のセキュリティ製品については、偽造防止技術の開発の推進と情報管理の徹底を図るとともに、高品質を保持しつつ、安定的かつ確実な製造を行います。

製造に当たっては、受注環境の変化に応じて製造体制の合理化・効率化を図り、コストの抑制に取り組みます。

また、旅券については、平成 25 年度以降に発給が開始される次期旅券を確実に製造するとともに、将来の旅券の開発に向けて、国内外における技術動向の調査や関係当局との情報交換を行い、偽変造・改ざん防止技術の高度化、製造設備に関する研究開発に取り組みます。

その他セキュリティ製品についても、各製品の特性を踏まえ、受注動向 や社会環境の変化を迅速に捉えて製品の受注に取り組むとともに、仕様変 更の要請等に迅速かつ適切に対応していきます。

4. 官報、法令全書等の提供等

官報、法令全書、国会用製品等については、各官庁が円滑に政策を実行できるよう、官報等の公開前情報について、情報セキュリティ・マネジメント・システム(ISMS)の運用・認証の継続を行うこと等により情報管理を徹底しつつ、国の要請に柔軟に対応し、迅速かつ確実な製造を行います。

なお、国内外の緊急時や大地震の発生等における緊急官報の製造・発行について、迅速かつ確実に行うとともに、国会用製品等の製造についても、 緊急の要請に適切かつ確実に対応できる体制を確保します。 官報については、内閣府と連携し、官報の電子的手段による提供の推進として、インターネット版官報における法律、政令等の公開期間を拡大するなどの取組を行います。

また、引き続き、関係省庁等に対し更なる電子入稿の協力要請を行うなど、訂正記事箇所数の削減に取り組み、訂正記事箇所数が、前中期目標期間までの実績平均値(100ページ当たり)を100とした相対比率について、本中期目標期間中の実績平均値が100以下となるよう取り組みます。

注)ISMS(情報セキュリティ・マネジメント・システム)

情報の流出・紛失を防ぎ、適切に管理するために構築する総括的な 枠組み(日本情報経済社会推進協会が認定)。

. 予算、収支計画、資金計画

業務運営の効率化に関する目標を踏まえた中期計画の予算、収支計画及び 資金計画を作成します。

業務の効率化を進め、事業別管理を行うことにより、事業別の収支を的確に把握し、採算性の確保を図ります。

また、事業全体についての経営指標として「経常収支率」を選定し、また、新たに更なる効率化を表わす指標として「売上高販管費率」を選定することにより、本中期目標期間中、経営環境の変化等で銀行券等の製造数量が急速に落ち込んだ場合にも十分対応できる健全な財務内容の維持・改善に取り組みます(1,(1)「経費削減に向けた取組」参照)。

さらに、財務内容について、偽造防止上の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配意しつつ、民間企業で行われているものと同等の内容の情報開示を行います。

本中期目標期間の予算、収支計画、資金計画は、以下のとおりです。

なお、人件費は、退職手当等を含んでおり、このうち、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する費用として、本中期目標期間中総額138,488百万円の支出を見込んでいます。

1. 平成 25 年度~平成 29 年度予算

平成 25 年度~平成 29 年度予算

区分	金額(百万円)
収入	
業務収入	347,571
その他収入	3,718
計	351,289
支出	
業務支出	288,595
人件費支出	191,392
原材料支出	29,424
その他業務支出	67,779
施設整備費	67,761
計	356,356

注1)上記の金額は以下の条件に基づき試算したものであり、中期計画 策定時に想定されなかった事象が生じた場合には、変動することが あります(収支計画及び資金計画についても同様です。)。

事業収入として、銀行券は平成 25 年度以降 31.5 億枚の製造量を前提にした計数により見込んでいます。

人件費のベースアップ伸び率を年0%で試算しています。

- 注2)施設整備費は、生産関連設備、庁舎などの固定資産支出額です。
- 注3)資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する収入及び支出は、含まれていません。ただし、虎の門工場印刷機能の移転に関する施設整備費等は、計上しています。
- 注4)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

2. 平成25年度~平成29年度収支計画

平成 25 年度~平成 29 年度収支計画

X	分	金額(百万円)
収益の部		
売上高		331,020
営業外収益		2,175
特別利益		0
計		333,195
費用の部		
売上原価		267,146
販売費及び一	般管理費	41,886
営業外費用		1,199
特別損失		1,791
計		312,022
当期純利益		21,173
目的積立金取崩額	Į	0
当期総利益		21,173

- 注1)平成26年度予定の年金財政再計算に伴い、整理資源に係る退職給付債務額の見直しを行うため費用の金額を変更する場合があります。 なお、整理資源とは、現在支給されている共済年金のうち、昭和34年10月前の恩給期間を有する者に支給される年金に係る負担をいいます。
- 注2)上記の金額は、消費税を除いた金額です。
- 注3)資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する収益及び費用は、含まれていません。ただし、虎の門工場印刷機能の移転に関する費用は、計上しています。
- 注4)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことが あります。

3. 平成25年度~平成29年度資金計画

平成25年度~平成29年度資金計画

区分	金額(百万円)
資金収入	851,957
業務活動による収入	350,005
業務収入	331,085
その他収入	18,920
投資活動による収入	501,122
財務活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	830
資金支出	851,076
業務活動による支出	304,048
原材料支出	28,041
人件費支出	192,125
その他支出	83,882
投資活動による支出	545,599
財務活動による支出	1,429
次期中期目標期間への繰越金	881

注1)資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し、保有資産の見直しにより発生する収入及び支出は、含まれていません。ただし、虎の門工場印刷機能の移転に関する施設整備費等及び東京病院の建物の移譲に係る国庫納付額は、計上しています。

注2)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことが あります。

. 短期借入金の限度額

予見し難い事由により緊急に短期借入する限度額は、200億円とします。 注)限度額の考え方

事業運営に必要な運転資金額として年間売上高の3か月分を見込んでいます。

. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該 財産の処分に関する計画

以下の保有資産について、不要財産として処分を行います。

- ・ 札幌政府刊行物サービス・センター、仙台政府刊行物サービス・センター、名古屋政府刊行物サービス・センター、大阪政府刊行物サービス・センター、広島政府刊行物サービス・センター、福岡政府刊行物サービス・センター及び沖縄政府刊行物サービス・センターの建物等については、平成 25 年度中に現物を国庫納付します。
- ・ 霞が関政府刊行物サービス・センター及び大手町政府刊行物サービス・センターについては、平成 26 年度末までに現物を国庫納付します。
- ・ 前中期目標期間に移譲することとした東京病院の敷地については、平成 25 年度中に速やかに現物を国庫納付します。また、建物等の譲渡収入については、国庫納付までの間に発生する敷地貸付料収入を含め、平成 25 年度 中に速やかに国庫納付します。
- ・ 旧日原倉庫の建物等については、平成25年度中に売却し、その譲渡収入 を国庫納付します。
- . に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

に規定する財産以外に、資産債務改革の趣旨を踏まえ、組織の見直し及び保有資産の見直しの結果、遊休資産が生ずる場合、当該遊休資産について、 将来の事業再編や経営戦略上必要となるものを除き、処分します。

. 剰余金の使途

施設、設備関連(研究開発や環境保全関連を含む。)の更新・拡充など業務 運営に必要なものに充当します。

. その他財務省令で定める業務運営に関する事項

1.人事に関する計画

(1)人材の効果的な活用

優秀な人材を確保するとともに、職員の資質向上のための研修などを 通じて計画的な人材育成を行い、適材適所の人事配置を推進します。

なお、個々の職員が誇りと使命感を持ち、高い職業意識の中で職務を 遂行することができるよう努めます。

(2)研修計画

国内外の大学などへの派遣を含め、専門的知識の付与、技術・技能の 向上等、職員のより一層の資質向上のための研修計画を策定し着実に実 施します。

本中期目標期間中の目標については、以下のとおりとします。

研修 研修コース数

年平均24件以上

対象者数

年平均800名以上

派遣(国内外の大学・研究機関等) 年平均10名以上

2.施設、設備に関する計画

本中期目標期間においては、今後の事業全体の収支見込等を勘案した上で、銀行券及びその他の製品の確実かつ効率的な製造に必要な設備の更新(高機能設備への更新を含む。)次期改刷に向けた研究開発に必要な投資並びに虎の門工場印刷機能の滝野川工場敷地内への移転に伴う施設整備を主体とした計画を策定し、着実に実施します。

計画の実施に際しては、1件1億円以上の重要案件を対象として、投資

目的、投資効果、設計仕様、調達方法の妥当性等について、必要な都度、理事及び本局各部長をメンバーとする「設備投資及び調達委員会」において厳格な事前審査を実施した上で理事会に諮るとともに、実施後においては、設備投資の進捗状況を把握し必要に応じて計画の見直しを行うなど、PDCAサイクルによる適切なマネジメントを行うことにより、効率的かつ効果的な施設整備に取り組みます。また、審査結果や投資状況については、偽造防止上の観点に配意しつつ、業務実績報告書や評価を行う機関に提出する参考資料において情報開示に取り組みます。

本中期目標期間の施設、設備に関する計画は、以下のとおりです。

平成25年度~平成29年度施設、設備に関する計画

X	分	金額(百万円)
施設関連	製紙部門	6,407
	印刷部門	9,749
	共通部門	1,241
	小計	17,398
設備関連	製紙部門	8,752
	印刷部門	36,351
	共通部門	3,940
	小計	49,044
合	計	66,442

注1)上記の金額は、消費税を除いた金額です。

なお、施設関連は建物及び構築物を、設備関連は機械装置等を示します。

- 注2)上記の金額は、資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直し及び保有資産の見直しを踏まえた必要な設備投資や、予見し難い事情による施設、設備の整備の追加等により変更される場合があります。
- 注3)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

3.職場環境の整備に関する計画

職員の安全と健康を確保するため、安全衛生関係法令を遵守し、安全活動の一層の推進、健康管理の充実など、安全で働きやすい職場環境を整備するための計画を策定し着実に実施します。

(1) 労働安全の保持

安全衛生教育等を通じて労働災害につながる危険・有害要因の排除に 取り組み、労働災害の発生を防止し、安全で快適な職場環境づくりに取り組みます。

(2)健康管理の充実

今後の職員の高齢化などを踏まえ、健康診断及び特別検診などの結果に基づく有所見者への健康指導・教育などのフォローアップを行います。 また、職員の心身両面の健康管理の充実を図るため、メンタルヘルス 対策に取り組みます。

4.環境保全に関する計画

地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献するため、引き続き環境保全 と調和の取れた事業活動を遂行すべく、温室効果ガス排出量の削減に向け た環境設備投資、廃棄物等の削減、リサイクルの推進、省資源・省エネル ギー対策の実施など政府の方針に沿った環境保全に関する計画を策定し着 実に実施します。

特に、温室効果ガス排出量の削減については、環境問題における喫緊の課題であることを踏まえ、引き続き環境保全に係る指標とし、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入拡大についての検討や、重油ボイラーの温室効果ガスの発生が少ない天然ガスボイラーへの更新などの取組を通じて、本中期目標期間中の温室効果ガス排出量の実績平均値が、平成13年度と比較し、20%以上削減できるよう取り組みます。

廃棄物排出量の削減については、廃棄物の発生の抑制や減量化に取り組

むことにより、本中期目標期間中の廃棄物排出量の実績平均値が前中期目標期間までの実績平均値と比較し、8%以上削減できるよう取り組みます。

また、環境保全活動の継続的改善を図るため、環境マネジメントシステムを運用し、ISO14001認証の維持・更新や役職員の環境保全意識の向上を図るとともに、事業活動全般において環境負荷の低減に取り組みます。

さらに、引き続き環境報告書を作成し、環境保全に関する計画に基づく 廃棄物排出量の削減、水使用量の削減など、環境に対する取組について、 印刷局ホームページにおいて公表するとともに、国等による環境物品等の 調達の推進等に関する法律に基づいた環境物品の調達に取り組みます。

5.前中期目標期間終了時の積立金の使途

独立行政法人国立印刷局法第15条第2項に基づき、前中期目標の期間の終了時において積立金に係る主務大臣の承認を受ける計画はありません。